

# 「しおかぜ」通信



## 第24号

## まずは、一服を楽しんで

～「一期一会」の気持ちを大切に～



### 「和敬清寂」の精神でおもてなし

茶道とは「もてなし」と「しつらい」の美学です。亭主となった人は、まず露地(庭園)をととのえ、茶室の中に、掛物や水指・茶碗・釜などを用意して、演出の準備をしなければなりません。これらはすべて日本の風土が育んできた文化的な結晶といえるものばかりです。だから茶道とは「日本的な美の世界」だといえます。そして亭主と客の間に通う人間的なぬくもりが重要な要素となります。それを「和敬清寂」の精神といいます。

### ～「山田区ふれあいサロン」でお茶会～

5月26日に江田島町の「山田区コミュニティホーム」にて、サロン主催のお茶会が催されました。

この日は指導者として、ご近所さんでもある茶道の先生を招いて、簡単なお茶の作法を学びました。参加人数は約20名で、皆さん楽しく和気藹々とお茶を楽しんでお互いの親睦を深めました。



「わしのは泡が荒いのぉ…」

今後このサロンでは、サロンを通じてご近所さん同士が親密になれるよう、様々なプログラムを計画しています。

お近くお住まいの方は、山田区ふれあいサロンに参加されてみてはいかがでしょうか？



お客さんに茶碗の顔が見えるように渡します。

### みんなでサロンへ行こう！



江田島市社協は、地域の憩いの場  
楽しい仲間が集まり「ふれあい・  
いきいきサロン活動」を推進して  
います。(担当：尾城)

「しおかぜ通信」は、皆様からの社協会費や寄付金、赤い羽根共同募金によってつくられています。



# ふれあい・いきいきサロン情報



～地域の憩いの場 楽しい仲間が集まり～

「ふれあいサロン」は、いつでもどこでもおたがいさまの気持ちで、地域みんなが心をつないでいけるところ。地域を大切に思う心、人を大切に思う心がみんなを元気にしていきます。そこからまた「おたがいさまの心」が生まれ、ママえあいの輪が広がっていきます。

## 仲間会

(沖美町三高 奥多目的集会所)

毎週ここに集まっています



毎週金曜日の午前10時から午後3時まで、奥多目的集会所の2階がサロンとして地域に解放されています。ご近所さんが、お昼のお弁当持参で集まって、おしゃべりしたりオセロやソリティアなどのゲームをしたりと、それぞれが自由な過ごし方をされていて、とても居心地の良い場所です。

参加されている皆さんは「毎週サロンをしてくれるので、とってもありがたい。独りで家にいるのは寂しいからねえ」と、ここに来るのを楽しみにしています。



とっても自由な空間!



本気のオセロ勝負!!  
(87才 VS 92才...)

## 錦会

(江田島町小用 小用コミュニティ)

みんな楽しく「手打ちうどん」



小用のコミュニティで開催しているサロン「錦会」です。このサロンの代表者さんでもある、森側さんが講師になって「手打ちうどん」を作りました。生地分量やこね方、はたまた茹でる際の室温から時間まで細部にこだわっていて、とっても本格的。できたてのうどんを皆さんといただきましたが、本当に美味しかったです!

「自分たちもうどんを打ってみたい!」と思われたサロンの代表者さんは、社協までご連絡ください。森側さんが講師として出張してくれますよ。



出来立ての味は格別です☆



講師の森側さんです



ふれあい・いきいきサロンについてのお問い合わせは(40-2501)までお願いします。

# 4町でサロン推進会議を開催

～それぞれのサロンについて情報交換～

5月の中旬に「ふれあい・いきいきサロン推進会議」を江田島、能美、沖美、大柿の4町で開催しました。会議にはそれぞれのサロンから世話人さん達が出席してくださり、昨年度の活動実績報告から、サロンを運営していくうえでの工夫や困ったことなどを発表しあって、情報交換や意見交換がなされました。

これからも住民同士がふれあえる「地域のたまり場」として、皆さんが楽しく・長く・サロン活動を続けていけるよう、我々社協も応援していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

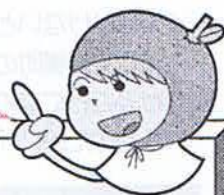


江田島会場（江田島公民館） 能美会場（能美保健センター）



大柿会場（大柿老人保健センター） 沖美会場（ふれあいセンター）

世話人さんたちの声



## 【運営で工夫した点】

- ・家で採れた野菜などを持ち寄る。
- ・脳トシなどを独自で実施。
- ・参加者に役を与えて「お客さん」にしない。

## 【運営上の困ったこと】

- ・若い人が参加してくれない。
- ・会費をどのように徴収したらいいのか・・・
- ・調理などの準備が大変。

# 社会福祉協議会会費にご協力をお願いします



社会福祉協議会は、住民が主体となり、関係機関・団体と協力しながら「だれもが住みよい福祉のまちづくり」を進めていく民間の福祉団体です。

公的な施策だけでは対応しきれない地域福祉活動に取り組むため、市民の皆様や団体・企業などに会費によるご協力をお願いしております。

## Q 会費ってどんなことに使われるの？

この会費は全額地域福祉活動・ボランティア活動の財源として活用させていただいております。

## Q 会費の種類と金額は？

- ★ 一般会費 年間1世帯 200円以上
- ★ 賛助会費 年間1口 1,000円（何口でも結構です）

## Q 会費の納め方は？

賛助会費は社協職員がご協力をお願いにうかがいます。

（強化月間7月～8月）

また、年間を通して事務局でも受け付けております。

なお、一般会費につきましては自治会を通してお願いしております。



ネットて"つなぐ"おちたのえが"お

# しおかぜ"さん"活動記



## 火災報知機の取り付けのお手伝い

消防法の改正により平成 18 年 6 月 1 日から新築住宅への火災報知器の設置義務化が全国一律に実施され、既存住宅への住宅用火災報知器の設置義務化は江田島市では平成 23 年 6 月 1 日からということになりました。

ということは、一般家庭には平成 23 年 6 月 1 日までに必ず火災報知機を設置しなくてはならないということです。

そこで沖美町の畑地区では自治会が主体となって、各家庭へ火災報知機の設置を呼びかけることになり、「火災報知機を購入したものの、取り付けに自信がない・・・」という方のために「しおかぜネット」がお手伝いすることになりました。



高いところなど難しい場所はお任せ！！

設置する場所は市町ごとに条例で決められていて、寝室や階段や台所など数箇所に設置をする必要があります(※)。今回は合計で 6 個の報知器を取り付けました。火災なんておきないに越したことはないですが、普段からこうした備えをすることはとても大切なことです。皆さんも、「火災報知機を購入したけれど設置が難しい」ということがあれば「しおかぜネット」へご連絡ください。

「しおかぜさん」お電話 募集中！

詳しくは、「しおかぜネット」係りまで



(※火災報知器の設置箇所について、詳しくは「社団法人 日本火災報知器工業会」ホームページをご覧ください。 <http://www.kaho.or.jp>)

悪徳商法にご注意！！

住宅用火災報警報機の設置義務化に便乗して、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

消防職員や市職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。



## 社会福祉協力校指定事業

### 飛渡瀬小学校 交通安全パレード



～飛渡瀬地区に鼓笛隊の演奏が響く♪～

6/12(金)の午前中に飛渡瀬小学校の生徒の皆さんが、交通安全パレードを実施して、「あすなろ」や「飛渡瀬保育園」を訪問しました。初夏の日差しが強く、とっても暑いさなかでしたが3～6年生が楽器演奏、1・2年生がダンスを担当して、立派なパレードを披露してくれました。

おじいさん・おばあさんたちは、高学年の演奏に感心し、低学年のダンスの踊りには微笑みながら応援。そして、園児たちは、そんなお兄さん、お姉さんたちの姿に目を輝かせていました。帰りの道では、沿道の人たちが足を止めて演奏を笑顔で見守って応援してくれて、子どもたちは元気に交通安全のPRをすることができました。





こんにちは

# 障害者生活支援センターからのお知らせで～す！



## これは使える！福祉制度ミニ辞典

障害のある方の生活の安定を図るために、あらゆる福祉制度があります。

### 「有料道路通行料金の割引制度」について

有料道路では、身体障害の方が自ら運転する場合または重度の身体障害の方、もしくは重度の知的障害の方が同乗する場合に、事前に登録された自動車1台に対して、50%以下の割引が受けられます

#### 申請からご利用までの流れ

手帳を管理している福祉事務所、市役所、支所など
①窓口に備え付けの申請書に必要な事項を記入し、窓口へ提出します
②窓口で登録要件等の審査を受け手帳に必要な事項の記載を受けます (割引の対象となる自動車のナンバー、割引有効期限など)

手帳で割引の場合はこれで  
手続き完了です

※ETC ノンストップ走行の割引を希望する場合は③～⑤の手続きをおこないます

③窓口から「ETC利用対象者証明書」の発行を受けます。

④発行を受けた「ETC 利用対象者証明」を窓口から渡される封筒に入れ切手を貼付のうえ郵送します。

⑤有料道路 ETC 割引登録係で登録後、登録結果通知書が郵送されます(登録内容割引開始日を確認し利用して下さい)

#### 申請に必要な書類

手帳での割引の場合
・身体障害者手帳又は療育手帳
・登録を申請する自動車の自動車検査証
・運転免許証(ご本人が運転の場合)
・委任状(代理人申請の場合)
ETCでの割引の場合
上記書類のほかに、
・ETCカード(ご本人の名義)
・ETC 車載器セットアップ申し込み書・証明書
・申請される自動車に取り付けられたETCの管理番号の確認ができる書類など

料金所での通行方法	
手帳の場合 ○料金所係員に手帳を呈示するか手帳を係員に手渡して下さい	ETCの場合 ○事前に登録した車載器とETCカードの組み合わせで割引適用 ETC レーンを利用できない場合には、料金所で手帳を係員に呈示します



## 7月の障害者生活支援センター予定表

日時	行事	開催場所
11日(土)10時～16時	ぴあサポートサロン	ゆうゆう(自立支援センターあおぞら)
15日(水)13時半～15時半	ふくし・かいご巡回相談	高田公民館(能美町)
17日(金)13時半～15時半	ふくし・かいご巡回相談	呉農業協同組合沖支店(沖美町)
23日(木)	社会生活力を高める講座	

※参加を希望される方や、お問い合わせは下記までご連絡下さい。

## 江田島市障害者生活支援センター

〒737-2295 江田島市大柿町大原505 (江田島市役所大柿分庁舎2階)

電話 57-2215 ファックス 40-3573

ex-ll : etajimasien@iris.ocn.ne.jp

年に1度の機会をお見逃しなく！

# 司法書士による **無料法律相談会**

広島司法書士会の司法書士10名程度のみなさんがボランティアで相談会を実施いたします。

◆日時:平成21年 7月4日(土)

午前10時～午後4時

(受付は3時まで)

◆相談時間は1時間以内でお願いします

◆場所:大柿老人福祉センター 2階



## 相談の内容

- 相続・遺言・高齢者の財産管理等
- 高齢者・障がい者の権利擁護・成年後見等
- 不動産や会社の登記, 土地の境界, 近隣関係等
- 少額訴訟(敷金返還, 物損事故)等の裁判手続き
- クレジット・サラ金・悪質商法・商工ローン等
- その他の心配ごと



当日は  
来所ができない方のために  
電話による相談も受け付けます  
【電話 57-3900】

## 主催 広島司法書士会

広島市中区上八丁堀6番69号  
(広島地方裁判所向かい)

電話(082)221-5345

FAX(082)223-4382

ホームページ <http://www.shiho-hiro.jp/>

相談者の情報は守られます  
安心して気軽にご相談ください

共催・お問合せ先(江田島市社会福祉協議会)

## 7月 心配ごと相談所 ご案内

《開設時間 午後1時～3時30分》

相談員の皆さんが、日常生活の悩みごとや心配ごとの相談に応じて解決に努めます。  
問題によっては関係機関の紹介もします。  
相談所は市内のどこでもご自由にご利用出来ます。

江田島町		能美町		沖美町		大柿町		全体相談会場	
23(木)	江田島公民館	2(木)	江田島市 農村環境改善センター	18(土)	江田島市役所 三高支所	9(木)	大柿 老人福祉センター	16(木)	江田島市 農村環境改善センター

## 江田島市社会福祉協議会 えがお えたじま 応援センター

〒737-2302

広島県江田島市能美町鹿川2060番地(能美福祉センター内)

電話(0823)40-2501 fax(0823)40-2502

携帯番号(090)5700-6170 (地域福祉係)

